

樺野川水系等の清流の保全に関する条例における河川美化協定実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、樺野川水系等の清流の保全に関する条例（平成15年山口市条例第28号。以下「条例」という。）及び樺野川水系等の清流の保全に関する条例施行規則（平成16年山口市規則第5号。以下「規則」という。）の施行に関し、環境美化協定の締結及びそれに基づく活動支援のために必要な事項を定めるものとする。

(協定書)

第2条 条例第24条第1項の規定による協定の締結は、別記協定書（様式1）によって行うものとする。

(清掃用具の支給)

第3条 山口市は、協定に係る活動に対し、別表の用具の欄に掲げる清掃用具について、それぞれ同表の基準の欄に掲げる範囲内において支給するものとする。

(保険の加入)

第4条 山口市は、協定に係る活動に対して、保険に加入しその費用を負担するものとする。

(事故等の対応)

第5条 活動団体等の代表者は、協定に係る活動において事故が発生したときは、ただちに山口市に連絡し、事故関係者への対応及び傷害保険等の適用にかかる協議をすることともに、速やかに事故報告書（様式第2号）を作成し山口市に提出するものとする。

2 活動者は、第4条第1項の保険で賄われない損害について、山口市に請求しないものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるものの他、必要な事項は山口市が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

用 具	基 準	備 考
ゴミ袋	活動1回につき、10人に1袋	
軍手	活動1回につき、1人1組	1人年間12組まで
ほうき（竹）	年間1回、5人に1本	
火ばさみ	年間1回、3人に1本	
熊手（竹）	年間1回、5人に1本	
混合油	1台年間4リットルを限度、5人に1台分	草刈機等機具を使用する団体が対象
草刈機の替刃と替糸 ・ 金属4枚刃 ・ 金属8枚刃 ・ オートカッター替糸 (ナイロンコード10m)	活動区間200mにつきいずれか1枚(1個)、なお支給数は登録活動者数が限度	草刈機等機具を使用する団体が対象